国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件

国税庁告示第二十一号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件(平成三十年国税庁告示第十四号)の一部を次のように改正する。

令和五年六月三十日

国税庁長官 阪田 渉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改正	後	改 正 前				
別表(第一項第五号関係)			別表(第一項第五号関係)				
項番	法人税法施行規則	書式の名称	項番	法人税法施行規則	書式の名称		
	別表の番号			別表の番号			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
二	別表六 (四)	控除対象外国法人税額に		[同上]	控除対象外国法人税額又		
		関する明細書			は個別控除対象外国法人		
					税額に関する明細書		
三	別表六 (五)	利子等に係る控除対象外	三	[同上]	利子等に係る控除対象外		
		国法人税額等に関する明			国法人税額 <u>又は個別控除</u>		
		細書			対象外国法人税額等に関		
					する明細書		
四	別表六(十四)	特別試験研究費の額に係	四	[同上]	特別試験研究費に係る法		
		る法人税額の特別控除に			人税額の特別控除に関す		
		関する明細書			る明細書		
五	別表六(十七)	中小企業者等が機械等を	五.	別表六(十八)	[同上]		
		取得した場合の法人税額					

		の特別控除に関する明細			
		書			
六	別表六(十八)	沖縄の特定地域において	六	別表六(十九)	[同上]
		工業用機械等を取得した		242	21,423
		場合の法人税額の特別控			
		除に関する明細書			
七	別表六 (二十二)	地方活力向上地域等にお	七	別表六(二十三)	[同上]
		いて特定建物等を取得し			
		た場合の法人税額の特別			
		控除に関する明細書			
八	別表六(二十四)	認定地方公共団体の寄附	八	別表六(二十五)	[同上]
		活用事業に関連する寄附			
		をした場合の法人税額の			
		特別控除に関する明細書			
九	別表六 (二十五)	中小企業者等が特定経営	九	別表六 (二十七)	[同上]
		力向上設備等を取得した			
		場合の法人税額の特別控			
		除に関する明細書			
+	別表六(二十九)	特定復興産業集積区域若	+	別表六(三十四)	[同上]
		しくは復興産業集積区域			
		等において機械等を取得			
		した場合の法人税額の特			
		別控除、企業立地促進区			
		域等において機械等を取			
		得した場合の法人税額の			
		特別控除又は避難解除区			
		域等において機械等を取			
		得した場合の法人税額の			
		特別控除に関する明細書			
+	別表六(三十二)	リース資産の使用状況等	+-	別表六(三十七)	[同上]
		に関する明細書			
[号を削	る。]		<u>+=</u>	別表六の二 (一)	連結事業年度における所
					得税額の控除に関する明
					細書
			<u>+Ξ</u>	別表六の二 (九)	各連結法人の当期控除額
				付表	の個別帰属額に関する明
					細書
			<u>十四</u>	別表六の二 (十	機械等の取得価額に関す

					一) 付表	る明細書
				<u>十五</u>	別表六の二 (十	特定事業用機械等の取得
					五) 付表	価額に関する明細書
				十六	別表六の二 (十	認定地方公共団体の寄附
					八)	活用事業に関連する寄附
						をした場合の法人税額の
						特別控除に関する明細書
				<u>+七</u>	別表六の二 (二	特定経営力向上設備等の
					十) 付表	取得価額に関する明細書
				<u>十八</u>	別表六の二(二十	機械等の取得価額に関す
					六) 付表	る明細書
				十九	別表七の二付表二	連結欠損金当期控除前の
						連結欠損金個別帰属額の
						調整計算に関する明細書
<u>+=</u>	別表八(一)	受取配当等の益金不算入		<u> </u>	別表八(一)付表	支払利子等の額及び受取
		に関する明細書			<u> </u>	配当等の額に関する明細
						晝
<u>+=</u>	別表八(二)	外国子会社から受ける配		<u> </u>	[同上]	[同上]
		当等の益金不算入等に関				
		する明細書				
[号を削	る。]			<u> </u>	別表八の二	連結事業年度における受
						取配当等の益金不算入に
						関する明細書
				<u>二十三</u>	別表八の二付表	連結事業年度における受
						取配当等の益金不算入の
						個別帰属額の計算に関す
						る明細書
<u>十四</u>	別表十(七)	社会保険診療報酬に係る		二十四	[同上]	社会保険診療報酬に係る
		損金算入、農地所有適格				損金算入、農地所有適格
		法人の肉用牛の売却に係				法人の肉用牛の売却に係
		る所得の特別控除、特定				る所得 <u>又は連結所得</u> の特
		の基金に対する負担金等				別控除、特定の基金に対
		の損金算入及び特定業績				する負担金等の損金算入
		連動給与の損金算入に関				及び特定業績連動給与の
		する明細書				損金算入に関する明細書
<u>+五</u>	別表十(九)付表	配当可能利益の額の計算		<u>二十五</u>	[同上]	[同上]
		に関する明細書				
十六	別表十一(一)	個別評価金銭債権に係る	_	二十六	[同上]	[同上]

		貸倒引当金の損金算入に				
		関する明細書				
<u>十七</u>	別表十一 (一の	│ │一括評価金銭債権に係る		<u>二十七</u>	[同上]	[同上]
	_)	貸倒引当金の損金算入に				
	,	関する明細書				
十八	別表十二 (十三)	特別修繕準備金の損金算		二十八	[同上]	[同上]
1		入に関する明細書			21.4—3	2, 4=3
<u>十九</u>	別表十二(十四)	農業経営基盤強化準備金		二十九	[同上]	[同上]
1/3		の損金算入及び認定計画		<u> </u>	[[14]	[1,422]
		等に定めるところに従い				
		取得した農用地等の圧縮				
		額の損金算入に関する明				
		細書				
二十	別表十三(五)	特定の資産の買換えによ		<u>三十</u>	[同上]	[同上]
<u> </u>	が払 (<u>エ</u>)	り取得した資産の圧縮額		<u> </u>		
		等の損金算入に関する明				
		細書				
[号を削み	l る。1	715 6	J	<u>=+-</u>	別表十三(八)	平成二十一年及び平成二
[3 = 111				<u> </u>	3,2,1 = 0,0	十二年に先行取得をした
						土地等の圧縮額の損金算
						入に関する明細書
<u> </u>	別表十四(一)	民事再生等評価換えによ	1	<u>三十二</u>	[同上]	[同上]
		る資産の評価損益に関す			2, 4==3	2, 1, 2, 3
		る明細書				
二十二	別表十四(二)	寄附金の損金算入に関す		<u>=+=</u>	[同上]	[同上]
		る明細書				
二十三	別表十四(二)付表	公益社団法人又は公益財		三十四	[同上]	[同上]
		団法人の寄附金の公益法				
		人特別限度額の計算に関				
		する明細書				
二十四	別表十四(四)	新株予約権に関する明細		三十五	[同上]	[同上]
		書				
二十五	別表十四(六)	完全支配関係がある法人		三十六	[同上]	[同上]
		の間の取引の損益の調整				
		に関する明細書				
[号を削ん	る。]	•		三十七	別表十四の二	連結事業年度における寄
						附金の損金算入に関する
			- 1	1	1	

二十六	別表十六(七)	少額減価償却資産の取得	三十八	[同上]	[同上]
		価額の損金算入の特例に			
		関する明細書			
<u>二十七</u>	別表十六(九)	特別償却準備金の損金算	三十九	[同上]	[同上]
		入に関する明細書			
二十八	別表十七(一)付表	国外支配株主等及び特定	四十	[同上]	[同上]
		債券現先取引等に関する			
		明細書			
<u>二十九</u>	別表十七(二の	控除対象受取利子等合計	<u>四十一</u>	[同上]	[同上]
	二)付表二	額の計算に関する明細書			
<u>三十</u>	別表十七(二の	超過利子額の損金算入に	四十二	[同上]	[同上]
	三)	関する明細書			
<u>=+-</u>	別表十七 (四)	国外関連者に関する明細	四十三	[同上]	[同上]
		書			

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件別表の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)の令和五年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「令和二年旧法人税法」という。)第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)の同日前に終了した連結事業年度(令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。)の連結所得(令和二年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。)に対する法人税に係る申告については、なお従前の例による。